

第2 民間協力者に係る災害の認定

1 負傷

(1) 消防業務協力中の負傷

◆◆◆ 事例 108 ◆◆◆
消防団員の協力要請を受け、住宅火災の消火作業に従事中的負傷（補償の対象）

1 災害を受けた者

A県B市 男性（52歳） 自営業

2 傷病名及び程度

左上肢第Ⅱ度熱傷 通院加療

3 災害発生日

平成13年5月11日

4 災害発生状況

被災者は、被災当日の午後9時50分頃、自宅でテレビをみていたところ「火事」という声で近隣のアパート火災を知り、直ちに火災現場へ駆けつけた。

火災現場到着後、既に出動していた消防団員から消火作業の協力要請を受け、ホースの筒先を持って火点直近で放水していたところ、火災の熱風にあおられて左腕を負傷した。

【説明】

民間人が消防業務協力者として補償の対象と認められるためには、「消防法上の消防業務協力者として消防活動に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

これを本件についてみると、被災者は、火災現場に駆けつけ、消防団員から消火作業の協力要請を受け、筒先補助者として消火作業に従事していたところ、火災の熱風で負傷したものであり、被災者は、消防法第29条第5項の規定による消防業務協力者に該当する。

したがって、本件は、消防業務協力者として消火作業中に発生した災害と認められることから、同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

【説明】

民間人が消防業務協力者として補償の対象と認められるためには、「消防法上の消防業務協力者として消防活動に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

本件の場合、自宅敷地内の車庫兼倉庫の火災に際し、その初期消火作業中に負傷したものであり、被災者は、消防法第25条第1項の応急消火の義務者となる。また、被災者は火災発生部分の所有者ということで第36条の3第2項第2号に規定する者に該当し、同項に基づき損害補償の適用がないと判断したものである。

なお、本事例のような応急消火の義務者であっても、その者の応急消火義務は、消防隊が現場に到着するまでの間に課せられているものであり、消防隊到着後、応急消火の義務者が、“現場附近”にいて、同法第29条第5項により消防作業に従事することを消防吏員又は消防団員から求められれば、消防業務協力者となり、その活動中に発生した災害については損害補償の適用があるものである。

◆◆◆ 事例 113 ◆◆◆ 住宅火災の鎮圧後焼失家屋の後かたづけ作業に従事中の負傷（補償の対象外）

1 災害を受けた者

A県B村 男性（56歳） 農業

2 傷病名及び程度

右第2指切断両 通院加療

3 災害発生日

平成3年1月30日

4 災害発生状況

被災者は、村内に発生した住宅火災の鎮圧から約13時間経過後に、地元消防団、住民ら約180名とともに焼失家屋の後かたづけ作業に従事していたところ、トラックの荷台の側板に指を挟まれ負傷した。

5 参考

(1) 火災発生からの経緯

火災発生 平成3年1月29日午後9時45分

火災鎮圧 々 1月30日午前1時15分

負傷事故発生 々 1月30日午後2時30分

(2) 後かたづけ作業に従事した人数

消防団員31人、地元住民約150人

(3) 被災者への協力要請経路

災者は、水道ホースでの消火は無理と判断して隣家に駆け込み119番通報をして現場に戻ったところ、火災家屋内部は煙と炎に包まれ家人の姿が見えない状況となっていた。危険と思い避難を呼びかけたが応答なく、姿も確認できなかったので表に飛び出し、付近住民とともに簡易消火栓からホース延長をしていた時、右足を捻り負傷した。

【説明】

民間人が消防業務協力者として補償の対象と認められるためには、「消防法上の消防業務協力者として消防活動に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

本件の場合、被災者は、消防法第25条第2項に規定する応急消火の協力義務者に該当し、初期消火活動中の災害として同法第36条の3第1項による損害補償の適用がある。

一方、本件は、被災者の業務と顧客との信頼関係等から考えて、被災者の行った消火活動は、単に私的な善意行為とは言えず、被災者の会社での職務からしてその業務達成のための行為ととらえられ、本来の会社業務に付随する“緊急行為”として労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）における業務災害が適用された。

以上のことから、本件は、業務に付随する“緊急行為”として労災保険の業務災害の適用があることから、一義的に労災保険による保険給付を受けるものと判断し、消防法による補償給付については、その給付の額が前者の額を上回る場合において当該上回る額について給付（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）（以下「基準政令」という。）第18条第1項）することとなったものである。

◆◆◆ 事例 115 ◆◆◆

◆◆◆ 役場職員が公務外出中に住宅火災に遭遇し、初期消火作業に従事中の負傷（補償の対象） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B町 男性（44歳） 役場職員

2 傷病名及び程度

顔面及び右肘の熱傷 通院加療

3 災害発生日

昭和63年8月20日

4 災害発生状況

B町役場職員である被災者は、部下職員1名とともに、国民健康保険料の納付書を各世帯に配付するためC宅前を通行中、当該住宅付近から炎が上がっているのを発見した。

部下職員と家の中に入ると、天ぷら鍋の油が燃え上がり火災になる寸前の状況であったので、天ぷら鍋を屋外に出そうとしたところ、火と油で顔面及び右肘を負傷した。

5 参考

B宅は、被災者の用務先ではなく、また用務経路からも外れていた場所であった。

【説明】

民間人が消防業務協力者として補償の対象と認められるためには、「消防法上の消防業務協力者として消防活動に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

本件の場合、役場職員が公用外出中に、住宅火災の初期消火作業に従事中に被災したものであり、「当該災害が地方公務員災害補償制度の公務上の災害に該当するか」又は、消防法第25条第2項の規定による応急消火の協力義務者に該当し、同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償が適用されるか否か」が問題となるものである。

まず、地方公務員災害補償制度についてみると、当該消火活動が公務達成（納付書の配付）のための善意行為に該当するか否かが問題となる。

“公務達成のための善意行為”は、職員の行った行為のうち担当者の不在、その公務の緊急性・必要性その他客観的情勢からみて、善良な職員であれば誰でもがそうするであろうと客観的に判断されるものは、“公務達成のための善意行為”と解され、一般的に公務上の災害として取り扱われている。

しかし、“善意行為”であっても、公務達成上必要性のない、いわゆる社会一般の道義的立場からの“善意行為”に当たる場合などは、原則として、公務外とされている。

次に、被災者の行為が消防法第25条第2項の規定による“応急消火協力の義務者”の行為に該当するか否かについてみると、同法第25条第2項では「火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼又は人命の救助に協力しなければならない。」と定められており、火災現場付近に在る者に対して、消防隊が火災現場に到着するまでの間、応急消火の協力義務を課している。

以上のことを前提に、被災者の消火活動についてみると、出火家屋は、被災者の用務先ではなく、用務経路からも外れていることから、当該消火活動を行わなければ公務達成に支障があるという状況になく、一般的な道義的行為の範疇にある行為として、地方公務員災害補償制度の“公務上の災害”には該当しないとされた。

したがって、本件の場合、被災者は、“火災の現場付近に在る者”で同法第25条第2項に規定する応急消火の協力義務者に該当するものと認められ、本件は、応急消火の協力義務者として初期消火作業中に発生した災害であることから、同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

(2) 救急業務協力中の負傷等

◆◆◆ 事例 118 ◆◆◆

交通事故現場で救急隊員の要請を受け、車内に閉じ込められた負傷者の救出作業中の負傷（補償の対象）

1 災害を受けた者

A県B町 男性（37歳） 自営業

2 傷病名及び程度

両手切傷 通院加療

3 災害発生年月日

平成13年11月24日

4 災害発生状況

平成13年11月24日午前5時10分頃、国道を走行中のワゴン車が横転する交通事故が発生し、119番通報を受けた消防本部救急隊は現場へ急行した。

被災者は、ワゴン車に閉じ込められた負傷者を助け出そうと車中を覗き込んでいるところに救急隊が到着し、救急隊員から負傷者の救出作業の協力要請を受けた。被災者は、その要請に基づき、負傷者の救出作業に従事中に破損したフロントガラスに両手が接触して負傷した。

【説明】

消防法第35条の10第1項では、「救急隊員は、緊急の必要があるときは、(略) 傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。」とあり、救急現場付近にある者が救急隊員から救急業務の協力要請を受けて協力した場合は“救急業務協力者”となる。当該協力者がその協力行為中に災害が生じ、その行為と負傷又は疾病との間に相当因果関係が認められれば、同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用が受けられるものとなる。

本件の場合、交通事故現場で救急隊員の協力要請に基づき負傷者の救出作業に従事していることから、被災者は同法第35条の10第1項の規定による救急業務協力者に該当する。

したがって、本件は、救急業務協力の行為中に発生した災害であると認められることから、同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

し要救助者の唾液を飲み込んでしまった。要救助者は収容された病院の検査でB型肝炎のキャリアであることが判明し、被災者は、医師の指示により感染予防のためワクチン接種などの予防処置を受けた。

【説明】

本件は、「被災者が消防法第35条の10第1項に規定する“消防業務協力者”に該当するか」。また、「該当した場合のワクチン接種の予防処置が療養補償の対象となるか」が問題となるものである。

本件の場合、被災者は、119番通報を通じて口頭指導員の口頭指導に基づき応急手当（人工呼吸）を行ったものであることから、“平成11年消防救第176号通達”に基づき、消防法第35条の10第1項の規定による“救急業務協力者”に該当する。

また、要救助者がB型肝炎ウイルスのキャリアであり、「唾液の吸引による感染の危険が極めて高い」とする医師の判断に基づき、被災者は予防処置を受けたものである。

したがって、被災者は、同法第35条の10第1項に規定する“救急業務協力者”として、また、ワクチン接種は、口頭指導による応急手当の行為中に発生したB型肝炎感染疑に対する予防処置と認められ、同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

(3) 水防作業・応急措置業務協力中の負傷

◆◆◆ 事例 122 ◆◆◆
集中豪雨下で消防団長の協力要請を受け、土のう積み作業に従事中の負傷（補償の対象）

1 災害を受けた者

A県B町 男性（21歳） 会社員

2 傷病名及び程度

右第1足指末節骨骨折 通院加療

3 災害発生日

平成10年8月30日

4 災害発生状況

平成10年8月30日、台風の襲来による集中豪雨のためB町内では各地に道路の冠水や住宅浸水等の被害が発生し、消防団はその災害個所に土のう積み作業などを行っていたが雨量が多く冠水個所も増えてきたため、消防団長は、付近住民に対して水防作業の協

力要請をした。

要請を受けた被災者は、消防団員とともに冠水個所に土のう積み作業に従事していたが、道路脇に立てていた道路側溝の蓋を元に戻す指示を受けその作業に移ったところ、冠水している水流で蓋が倒れ右足に当たり負傷した。

【説明】

民間人が水防作業協力者として補償の対象と認められるためには、「水防法上の水防作業協力として水防作業に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

本件の場合、消防団長の水防作業の協力要請を受け、水災現場で土のう積み作業等の従事中に発生した負傷であり、被災者は、水防法第24条に規定する水防従事者に該当する。

したがって、本件は、水防従事者として水防作業中に発生した災害であると認められることから、同法第45条の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

◆◆◆ 事例 123 ◆◆◆

集中豪雨下で消防団長の協力要請を受け、河川の流木等の除去作業に従事中の負傷
(補償の対象)

1 災害を受けた者

A県B町 男性 (51歳) 自営業

2 傷病名及び程度

右腕打撲症 通院加療

3 災害発生年月日

平成14年8月30日

4 災害発生状況

平成14年8月24日、A県B町では1時間に234mmという激しい集中豪雨に襲われ、B町内を流れるC川が増水するとともに、上流から流木等が流されC川の橋桁に滞留し、護岸が冠水する被害が出た。消防団長は現場付近の住民に水防作業の協力要請を行った。

要請を受けた被災者は、命綱をつけて橋桁の流木等の除去作業に従事していたところ、勢い良く流れてきた樹木に右腕を強打されて負傷した。

【説明】

民間人が水防作業協力者として補償の対象と認められるためには、「水防法上の水防作業協力者として水防作業に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果

関係があること」が必要となる。

本件の場合、消防団長の協力要請を受け、河川の流木等の除去作業に従事していたところ負傷したものであり、被災者は、水防法第24条に規定する水防従事者に該当する。

したがって、本件は、水防従事者として水防作業中に発生した災害と認められることから、同法第45条の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

◆◆◆ 事例 124 ◆◆◆
◆◆◆ 災害対策本部長の要請を受け、豪雨による河川氾濫の防御活動に従事中の負傷（補償の対象） ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B町 男性（56歳） 会社員

2 傷病名及び程度

右肩腱板断裂 通院加療

3 災害発生日

平成10年8月31日

4 災害発生状況

平成10年8月27日から続いたA県北部の集中豪雨は、C郡内9町に河川の氾濫、土砂崩れ、床上浸水等の被害をもたらした。B町では町長を本部長とする災害対策本部を27日に設置し、消防機関を始め住民参加の下で各地区の災害防御等の活動が開始された。

被災者は、8月31日、災害対策本部からの同放無線による応急措置業務の要請に基づき、消防団員の指揮下で浸水の危険が差し迫っている住宅の家具を肩に担ぎ何度か搬出し、何度目かに家具を肩に担ごうとしたところ、突然左肩に激痛が生じ負傷した。

【説明】

民間人が応急措置業務協力者として補償の対象と認められるためには、「災害対策基本法の応急措置業務従事者として災害の応急措置業務に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

本件の場合、災害対策本部の要請により水災危険住宅の家具を搬出していたところ負傷したものであり、被災者は災害対策基本法第65条第1項に規定する応急措置業務の従事者に該当する。

したがって、本件は、応急措置業務の従事者として危険家屋の家財の搬送中に発生した災害と認められることから、同法第84条第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

定に基づく、損害補償の適用があると判断したものである。

◆◆◆ 事例 127 ◆◆◆
 消防職員の協力要請を受け、用水路に転落した女児の救助活動中の負傷（補償の対象）

1 災害を受けた者

A県B市 男性（18歳） 学生

2 傷病名及び程度

右中指切傷・屈筋腱断裂 通院加療

3 災害発生年月日

平成15年9月1日

4 災害発生状況

平成15年9月1日午後3時頃、女児が用水路に転落し流されているとの通報が消防署にあり、直ちに消防職員が現場へ急行した。現場到着後、用水路は鉄製のグレーチングにより蓋がされている状況であり、当該蓋を除去するため付近にいた数名の住民に協力を要請した。

協力要請を受けた被災者は、グレーチングを外しながら女児の検索をした後、外したグレーチングを元に戻そうとしたところ、手がすべり路面とグレーチングとの間に右中指が挟まれ負傷した。

【説明】

本件は、「消防法の規定による消防業務協力者に該当するか否か」が問題となるものである。

本件の場合、用水路に転落した女児の救助のため、現場到着した消防職員からの協力要請を受けた民間人が、その人命救助活動中に負傷したものであることから、被災者は、同法第36条の準用規定が適用され、同法第29条第5項の消防業務協力者に該当する。

したがって、本件は、消防業務の協力行為中の災害として、同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

2 疾病

(1) 脳系統の疾病

◆◆◆ 事例 128 ◆◆◆
枯草火災の初期消火作業中に発症したくも膜下出血（補償の対象）

1 災害を受けた者

A県B市 男性（24歳） 塗装業

2 傷病名及び程度

くも膜下出血 入院加療

3 災害発生年月日

昭和63年4月3日

4 災害発生状況

被災者は、午後2時10分頃、建築現場で塗装作業に従事していたところ、150m余り離れた野原の枯草が燃えているのを発見したので、直ちに消防署に通報するとともに、建築現場の作業員と火災現場までの凹凸の激しい野菜畑の中を、防災シート（重量6kg）を担いで全力疾走で搬送し、火災現場到着後、シートをかぶせて消火作業に従事中的の同2時20分頃、突然“うずくまる”ように倒れた。

その後、救急車で病院に搬送され医師の診察を受けた結果、“くも膜下出血”と診断された。

5 参考

(1) 既往歴

脳動脈の先天性奇形（脳動脈瘤）

(2) 身体の状況

身長 173cm、体重 62kg

(3) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 20℃、湿度 31%

【説明】

民間人が消防業務協力者として補償の対象と認められるためには、「消防法上の消防業務協力者として消防活動に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

本件の場合、被災者は、建築現場で作業中に火災を覚知すると消防機関に通報後、火災現場へ駆けつけて初期消火活動に従事していることから、消防法第25条第2項に規定する

応急消火の協力義務者に該当する。

次に、被災者は、“脳動脈の奇形（脳動脈瘤）”という本件疾病に係る基礎疾患を有していたものであるが、当該疾病と消防活動との間における相当因果関係の有無について検討する。

被災者の発症前における消防活動についてみると、被災者は、建築現場で作業中に“火災”という突発的な出来事に遭遇し、いち早く凹凸が激しく足場の悪い畑で防火シートを担いで150m余を全力疾走して、火点で防火シートによる消火活動を行ったものであり、相当程度の身体的・精神的負荷があったものと認められる。

また、医学的知見によれば、被災者は、“脳動脈の奇形（脳動脈瘤）”の基本疾患を有しているものの、火災の覚知から発症までの間における身体的・精神的負荷が要因となって、血管病変等を急激に増進させ“脳動脈瘤”の破裂をきたし、本件疾病の発症に至ったものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、発症前における消防活動による身体的・精神的負荷が要因となり、基礎疾患（脳動脈瘤）を自然経過を超えて著しく増悪させ発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、消防活動と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、被災者は、応急消火の協力義務者として同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

◆◆◆ 事例 129 ◆◆◆ 集中豪雨下で樋門の開放作業に従事中に発症した脳出血（補償の対象）

1 災害を受けた者

A県B町 男性（58歳） 会社員

2 傷病名及び程度

脳出血 入院加療

3 災害発生日

平成5年8月11日

4 災害発生状況

集中豪雨により家屋の冠水等の被害が発生したため、B町では町長を本部長とする災害対策本部を設置した。午後4時20分頃、地区の副区長である被災者は、本部長から電話で河川の樋門開放の依頼を受け、直ちに雨具をまとい地区の住民に呼びかけ、道路は冠水状態であったが約200m先の樋門へ駆けつけた。現場到着後、樋門開放作業に従事するがなかなか開かず、駆けつけてきた町職員、住民の協力を得て樋門開放作業に従事していたところ、同4時50分頃“うずくまる”ようにして倒れた。暫く安静にした後救

急車で病院に搬送され医師の診察を受けた結果“脳出血”と診断された。

5 参考

(1) 既往症

高血圧症で月7～10日に1回診察を受け、血圧安定のため降圧剤を服用していた。

(2) 身体の状態

身長 168cm、体重 72kg

(3) 発症当日の気象状況

雷雨注意報発令中、気温 27℃、湿度 71%

【説明】

民間人が応急措置業務の従事者として補償の対象と認められるためには、「災害対策基本法上の応急措置業務の従事者として災害の応急措置の業務に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

本件の場合、被災者は、災害対策本部長の要請により樋門開放作業に従事していることから、災害対策基本法第65条第1項に規定する応急措置業務従事者に該当する。

次に、被災者は、高血圧症により降圧剤を服用している身体的状態にあり、本件疾病に係る高度な基礎疾患を有していたものであることから、当該疾病と応急措置活動との間における相当因果関係の有無について検討する。

被災者は、本部長の要請により豪雨下で道路が冠水している劣悪な環境の中で、約200m離れた樋門現場へ全力疾走で駆けつけ約30分かけての樋門開放作業には、相当程度の身体的負荷及び精神的緊張を強いられたものと認められる。

また、医学的知見によれば、被災者は、高血圧症の本件疾病に係る高度な基礎疾患を有していたものの、樋門開放作業のための一連の行動が身体的・精神的に過重負荷となり、当該活動が一時的に血圧の上昇を来し、通常は出血しない程度の血管病変に過度の負荷が加わり“脳出血”の発症に至ったものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、被災者は高度な基礎疾患（高血圧症）を有しているものの、本件疾病は、樋門開放作業による身体的・精神的負荷が要因となり、血圧を自然経過を超えて著しく上昇させ“脳出血”の発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、応急措置業務と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、被災者は、応急措置業務従事者として同法第84条第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

◆◆◆ 事例 130 ◆◆◆

山林火災の消火作業に従事中に発症した小脳出血（補償の対象）

1 災害を受けた者

A県B村 男性（65歳） 農業

2 傷病名及び程度

小脳出血 入院加療

3 災害発生日

平成8年11月22日

4 災害発生状況

被災者は、午後1時50分頃畑で農作業に従事していたところ山林火災を覚知し、直ちに軽トラックで火災現場へ急行した。現場到着後、被災者は、先着の消防団員から消火作業の協力要請を受け、直ちにスコップを持って約30°の急勾配の山肌を150m余駆け上がり火点直近に着くと、スコップで地肌を掘り下げ火点に土をかけたり、火勢が弱いところは足で踏みつけるなどの消火活動に従事していたところ、同2時35分頃、突然気分が悪くなりその場に座り込んでしまった。

救急車で病院へ搬送され、医師の診察を受けた結果“小脳出血”と診断された。

5 参考

(1) 身体の状態

平成7年5月の住民検診結果では、身長 159cm、体重67kg、血圧値 160/90

(2) 発症当日の気象状況

晴れ、気温 23℃、湿度 32%

【説明】

民間人が消防業務協力者として補償の対象と認められるためには、「消防法上の消防業務協力者として消防活動に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

本件の場合、被災者は、農作業中に山林火災を覚知すると軽トラックで火災現場へ急行し、先着の消防団員から消火作業の協力の要請を受け当該要請下で消防作業に従事していることから、消防法第29条第5項に規定する消防業務協力者と認められる。

次に、被災者は、本件“小脳出血”の素因（高血圧）を有していたものであることから、当該疾病と消防活動との間における相当因果関係の有無について検討する。

被災者の発症前における消防活動についてみると、被災者は、火災を覚知すると同時に現場へ急行し、消防団員から消防作業の協力要請を受け、緊急を要する火災現場において勾配30°の山肌を駆け上がり、火点直近で消火作業に従事することは相当の身体的負荷が

かかるものと認められ、また、火点直近で消火作業には精神的緊張などの負荷があったものと認められる。

また、医学的知見によれば、発症前の健康診断結果から高血圧が認められることから、被災者は“小脳出血”の素因を有していたものと考えられるが、現場到着から火災地点まで急勾配の山肌を駆け上がり火点で消火作業に従事したことによって、血管病変等を急激に増悪させ発症に至ったものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、被災者は、本件疾病の素因を有していたものの、消防活動による身体的・精神的負荷が要因となり、素因を自然経過を超えて著しく増悪させ“小脳出血”の発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、消防活動と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、被災者は、消防業務協力者として同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

(2) 心臓系統の疾病

◆◆◆ 事例 131 ◆◆◆
建築現場で休憩中に建物火災を発見し、初期消火作業中に発症した急性心筋梗塞
(補償の対象)

1 災害を受けた者

A県B町 男性(53歳) 建築業

2 傷病名及び程度

急性心筋梗塞 死亡

3 災害発生日

平成7年6月10日

4 災害発生状況

被災者は、平成7年6月10日午前10時30分頃、家屋の新築作業現場で休憩していたところ、作業先の住人から近隣で発生した住宅火災を知らされ、直ちに「火事だ、火事だ」と住民に知らせながら約150mを全力疾走して消火栓ボックスに駆けつけた。被災者は、住民1人と消火栓ボックスからホースを取り出し、ホース1本と筒先を肩に担ぎ、消火栓に接続したホースを延長しながら足場の悪い凹凸の畑の中を走り、ホースを中腰の姿勢で延長し、更に、2本、3本のホースを住民1人と延長して筒先に接続した。被災者は、引続き筒先補助につき、ホースを維持しながら放水方向の指示や水圧調整を大声で伝えながら、火点直近の狭隘な場所で放水作業に従事していたところ、突

然、“崩れる”ようにして倒れた。

その後、現場に到着した救急隊員により心肺蘇生術を受けながら病院へ搬送され、医師の処置を受けたが“急性心筋梗塞”により死亡した。

5 参考

(1) 既往歴

狭心症により、平成6年5月から通院加療を行っていた。

(2) 血圧値

平成7年3月 120/80、4月 130/80、5月 150/90

(3) 発症当日の気象状況

気温 26.6℃、湿度 41.6%

【説明】

民間人が消防業務協力者として補償の対象と認められるためには、「消防法上の消防業務協力者として消防活動に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

本件の場合、被災者は、作業場近くの建物火災を知らされると、消防隊が火災現場に到着する前に、近隣の住民とともに初期消火活動に従事していることから、消防法第25条第2項に規定する応急消火の協力義務者に該当する。

次に、被災者は、“狭心症”により通院をしており、本件疾病に係る高度な基礎疾患を有していたものであることから、当該疾病と消防活動との間における相当因果関係の有無について検討する。

被災者の発症前における消防活動についてみると、火災の覚知から発症時までの行動状況は、住宅の建築現場で休憩中に突発的な近隣の建物火災を知って直ちに消火栓ボックスに駆けつけ、火災を鎮圧すべくホース延長等を行うなど、短時間ではあるがかなりの運動量で消火活動に従事しており、相当程度の身体的・精神的負荷があったものと認められる。

また、医学的知見によれば、被災者は、“狭心症”の高度な基礎疾患を有していたものの、火災を覚知してからの一連の消火活動による急激な労作負荷及び精神的負荷が要因となって基礎疾患をその自然経過を超えて著しく増悪させ、本件疾病の発症に至ったものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、“狭心症”の基礎疾患を有しているものの、消防活動による身体的・精神的負荷が要因となり、基礎疾患（狭心症）を自然経過を超えて著しく増悪させ発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、消防活動と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、被災者は、応急消火の協力義務者として同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

住民とともに初期消火作業に従事していることから、消防法第25条第2項に規定する応急消火の協力義務者に該当する。

次に、被災者は過去に“心筋梗塞”の既往があり、本件疾病に係る既存疾病を有していたものであることから、当該疾病と消防活動との間における相当因果関係の有無について検討する。

被災者の発症前における消防活動についてみると、こたつでくつろいでいたところ、突発的に近隣の建物火災を知らされ、直ちに、急激な気温の変化（寒冷下）のなかに身をおき、火点直近の平屋の屋根上でバケツリレーによる消火活動に従事しており、その内容からして相当程度な身体的・精神的負荷があったものと認められる。

また、医学的知見によれば、被災者は、“心筋梗塞”により被災直前まで投薬治療を受けているという身体状態であり、本件疾病に係る既存疾病を有しているものの、疾病の発症時までの一連の消火活動には、相当な労作負荷及び精神的緊張が強いられていたものと推認でき、これらの過重負荷が要因となって、既存疾病をその自然経過を超えて著しく増進させ発症に至ったものと認められる。

以上のことから総合的に判断すると、本件疾病は、“心筋梗塞”の高度な既存疾病を有しているものの、消防活動による身体的・精神的負荷が原因となり、既存疾病（心筋梗塞）を自然経過を超えて著しく増進させ発症に至ったものと認められる。

したがって、本件は、消防活動と相当因果関係をもって発生した疾病と認められることから、被災者は、応急消火の協力義務者として同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

◆◆◆ 事例 133 ◆◆◆
 ◆◆◆ 子供の火遊びで発生した火災の初期消火作業中に発症した心臓肥大症による心不全
 ◆◆◆ (補償の対象外)
 ◆◆◆

1 災害を受けた者

A県B市 男性（57歳） B市嘱託職員

2 傷病名及び程度

心臓肥大症による心不全 死亡

3 災害発生日月日

平成10年7月24日

4 災害発生状況

午後1時30分頃、小学生2人が住宅に挟まれた露地で火遊びをしていたところ、ライターの花がガソリンに引火して火柱があがり、被災者の隣家の外壁に燃え移ろうとしている状況に驚き、小学生は自宅に居た被災者に助けを求めた。

被災者は、自宅玄関前の散水栓からホースを伸ばすよう小学生に指示して、その元栓を自ら開けた。小学生達のホースによる放水で火勢が弱まったので、被災者は自宅に戻ろうとしたところ、突然倒れて動かなくなった。

その後現場に到着した消防隊により、病院へ収容されたが“心不全”により死亡した。

5 参考

既往歴：平成2年9月から高血圧症、心房細動、心尖部肥大型心筋症により通院治療を行っていた。

また、主治医より、日常生活の注意として突然死の可能性があるので、激しい運動などは控えるよう指導を受けていた。

【説明】

民間人が消防業務協力者として補償の対象と認められるためには、「消防法上の消防業務協力者として消防活動に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

本件の場合、被災者は、小学生から火災発生の知らせを受け、消防隊が火災現場に到着する前に自家の散水栓を利用し小学生達を指示して消火に当たっていたことから、消防法第25条第2項に規定する応急消火の協力義務者に該当する。

次に、被災者は、“高血圧症、心房細動、心尖部肥大型心筋症”の疾患で主治医より日常生活制限の指導を受けている程、本件疾病に係る高度な基礎疾患を有していたものであることから、当該疾病と消火活動との間における相当因果関係について検討する。

被災者が火災を知り発症するまでの間における消火行動の状況は、“小学生にホース延長を指示したこと”と“散水栓の元栓を開けたこと”であり、また、発症前において特に驚愕等の精神的負荷をもたらす突発的な出来事もないことから、被災者が行った消防活動には、身体的又は精神的に特に過重なものであったとは認められない。

また、医学的知見によれば、被災者は、治療を要する“肥大性心筋症、心房細動、高血圧症”などを有し、本件疾病に係る極めて重度な基礎疾患を有しており、一方、消火活動の内容からみてその活動が特に過重なものでないことからして、本件疾病は、消火活動が相対的に有力原因となって発症したものとは考えられず、基礎疾患の自然経過による発症と考えるのが妥当である。

以上のことから総合的に判断すると、本件は、被災者は応急消火の協力義務者には該当するものの、消防活動と疾病の発症との間における相当因果関係が認められないことから、同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用がないと判断したものである。

意識障害を併発し、現場に到着した救急隊により病院へ搬送され、医師の診察を受けたところ“気管支喘息”と診断され入院加療を行うこととなった。

5 参考

(1) 既往歴

被災者は、気管支喘息にて平成12年8月15日から同月24日まで入院加療を行う。その後、通院し投薬加療を行っていた。

(2) 主治医の所見

今回の気管支喘息は、消火活動による煙の吸引等に起因して、持病の喘息を増悪させたものである。

(3) 発生した煙の種類

不完全燃焼による一酸化炭素及び家具などの塩ビ材から発生した酸性ガス

【説明】

民間人が消防業務協力者として補償の対象と認められるためには、「消防法上の消防業務協力者として消防活動に従事し災害が生じ、その活動と負傷又は疾病との間に相当因果関係があること」が必要となる。

本件の場合、被災者は、自宅隣家の火災に際し、消防隊が火災現場への到着前に住民とともに初期消火活動に従事していることから、消防法第25条第2項に規定する応急消火の協力義務者に該当する。

次に、当該消防活動と“気管支喘息”との間の相当因果関係についてみると、医学的知見によれば、被災者は、“気管支喘息”の高度な基礎疾患を有しているものの、今回の“気管支喘息”の発作は、消火活動中に煙を吸ったことが被災者の有する基礎疾患を著しく増悪させ発症したものと認められる。

したがって、本件は、消防活動と相当因果関係をもって発症した疾病と認められることから、被災者は、応急消火の協力義務者として同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断したものである。

ただし、被災者は、“気管支喘息”の高度な基礎疾患を有していることを考慮して、損害補償の適用は基礎疾患の急性増悪分として、その療養期間は急性症状の消退（退院の日）までに限定されると判断したものである。

に規定される消防作業等に従事し、それにより負傷又は疾病等を被った場合である。

本件の場合、被災者は、山崩れ現場で人命の救助活動中に被災したものであるが、前記の消防法上の(1)から(5)までのいずれの規定に該当する者であるかを検討する必要がある。

これについてみると、消防法第25条の第1項から第35条の10第1項までの規定については、火災における消火、人命の救助等と救急業務に係る協力義務に関するものであり、本事案の適用がないものである。次に同法第36条についてみると、同条は「水災以外の災害」についての準用であり、この「災害」については災害対策基本法・同法施行令における定義(暴風、豪雨、豪雪、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象等)とほぼ同様とされている。本件の「山崩れ」は、災害対策基本法第2条第1号における「異常な自然現象」に含まれるものと解される。したがって、被災者は、消防法第36条により準用される同法第25条第2項に規定する消防業務協力者に該当するものである。

以上のことから、本件は、消防法上の消防業務協力者として山崩れ現場で人命の救助活動中、再度の「山崩れの発生」という災害現場に内在する危険が具体化したことにより土石流に巻き込まれ被災したものと認められることから、同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償の適用があると判断されたものである。